

# 【補助】ふるさとと産業の商品開発・販路開拓を支援

## ふるさとと産業元気な企業育成事業費補助金

### 1 制度概要

ふるさとと産業を営む県内中小企業の事業者・グループが行う、新たな試作品の開発・販路開拓・展示会出展等の取組を支援します。

ふるさとと産業とは、因州和紙、弓浜緋、倉吉緋、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフトの10品目のいずれかを製造・販売する事業をいう。

\* 新たな取組の定着までの事業を対象とし、同一地域同一内容での取組についての支援は、原則として3回以内に限ります。

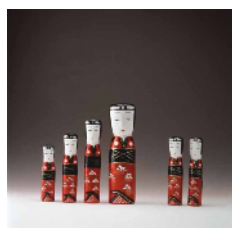
### 2 補助率・補助金額等

- (1) 対象事業 新商品開発能力育成等事業、販路開拓事業
- (2) 補助率 1/2
- (3) 補助対象者及び補助金額
  - 4社以上のグループ・組合等：100万円以内  
ただし、海外販路開拓事業にあつては200万円以内
  - 3社以下のグループ・個人：50万円  
ただし、海外販路開拓事業にあつては100万円以内
- (4) 事業実施期間 1年以内
- (5) 補助対象経費



	経費区分	内 容
新商品開発能力育成等事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
	旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
	庁費	原材料費、機器装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料
	委託費	事業の一部を委託する経費
販路開拓事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
	旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費（海外販路開拓に限る）
	庁費	会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、教材費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、保険料
	委託費	事業の一部を委託する経費

- (6) 募集期間 随時



< 問い合わせ先 > 県市場開拓室